リスク軽減措置に関するガイドライン（案）

令和８年〇月
財務省

はじめに

○　本ガイドラインは、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和８年法律第 30 号）による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）第 27 条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」及び第 28 条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」（以下「リスク軽減措置」という。）について、投資家の予見可能性を高め、また、リスク軽減措置に係る手続の迅速性及び透明性を高める観点から、その趣旨・目的、内容の例示及び関連する手続等を整理して示すものである。

○　なお、本ガイドラインは、法令の解釈を新たに定めるものではなく、また、記載されたリスク軽減措置の類型・具体例はあくまで例示であって、リスク軽減措置の内容等は、対内直接投資等又は特定取得の具体的内容及び性質に応じて異なり得るものであることに留意されたい。

１　リスク軽減措置の趣旨・目的

○　法は、対外取引が自由に行われることを基本としつつ、外国投資家が行う対内直接投資等又は特定取得のうち、国の安全等の観点から指定された業種又は技術若しくは情報に係るもの等については、事前に届け出なければならないこととしている（法第 27 条第１項、第 28 条第１項。以下「事前届出」という。）。

○　事前届出の対象となる対内直接投資等又は特定取得については、届出が受理された日から起算して法令に定める期間（以下「禁止期間」という。）は当該対内直接投資等又は特定取得を行ってはならず、財務大臣及び事業所管大臣（以下「当局」という。）は、禁止期間において、当該対内直接投資等又は特定取得が、国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するかを審査し、これらに該当する場合、関税・外国為替等審議会の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、当該対内直接投資等又は特定取得について中止等の勧告及び命令を行うことができる（法第 27 条第１項～第３項、５項、10 項、第 28 条第１項～第３項、５項、７項）。

○　当局による審査は、届出者の属性、発行会社の営む事業や保有する技術の国の安全等に係る重要性、取得する議決権の比率をはじめとする対内直接投資等又は特定取得の個別具体的な態様等を総合的に勘案し、当該対内直接投資等又は特定取得が実行されることにより、国の安全等にどのようなリスクが生じ得るか等を判断することとなる（「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素」参照[1]）。

○　その際、国の安全等に関するリスクが認められる場合であっても、届出者が、リスク軽減措置として、発行会社への経営関与について一定の制限を設けるなど、国の安全等に関するリスクを軽減するための措置を講ずることにより、当該リスクに係る懸念に対処することができる場合もある。当

[1] https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm

局は、届出者が講ずることとしているリスク軽減措置が国の安全等に関するリスクを十分に軽減するものと認められるかについても勘案して審査を行うこととなる。

○　我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、リスク軽減措置は、健全な対内直接投資を促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するための重要な仕組みである。

2　リスク軽減措置の類型・具体例

リスク軽減措置を講ずる必要性の有無及びその具体的内容は、届出者の属性、発行会社が営む事業の内容、当該対内直接投資等又は特定取得の態様等を総合的に勘案し、個別具体的に判断されるべきものである。

その上で、現時点において考えられるリスク軽減措置の一般的な類型・具体例等を以下に例示する。ただし、リスク軽減措置の内容が以下に限定されるものではないことに留意されたい。

また、以下の例は、外国投資家が発行会社の株式・議決権を取得する場合を主に想定したものであるが、リスク軽減措置は、株式・議決権の取得に限らず、対内直接投資等に該当する他の行為類型においても届出事項として定められているものであることに留意されたい。

類型１：外国政府等による影響力行使の防止

国の安全等の観点から、外国政府関係主体等[2]による発行会社の経営等に対する影響力行使を予防する必要があると考えられる場合に、

○　外国政府等の影響を受けて経営に関与せず、かつ議決権の行使をしない

旨などを記載するもの。

これらの記載が必要となる場合としては、例えば、外国投資家の密接関係者[3]に外国政府関係主体等が含まれる場合のほか、より一般的に、発行会社の事業内容等に鑑み、発行会社の経営に外国政府関係主体等の影響が及ぶことを予防する必要性が認められる場合等が考えられる。

なお、外国投資家が、事前届出を提出する時点において発行会社の株式を将来的に譲渡することが想定される場合等において、国の安全等に係る産業の生産基盤・技術基盤を維持する必要性、国の安全等に係る技術が流出することを防止する必要性、又は国の安全等に係る事業・サービス等の安定的な供給を確保する必要性が特に大きい場合には、取得した株式又は議決権を外国政府関係主体等（密接関係者等を含む）に譲渡しないといった措置を記載することが必要な場合も考えられる。

類型２：国の安全等に係る事業の継続性確保

国の安全等に係る産業の生産基盤・技術基盤が棄損され、又は国の安全等に係る事業・サービスの安定的な供給が阻害される事態を防止する必要があると考えられる場合に、

①　特定の事業の廃止・縮小・譲渡等に係る提案（他株主提案への同意を含む）を行わない

②　特定の機関等をエンドユーザーとする製品・サービスの供給の終了・停止・縮小・遅延又は契約条件の変更に係る提案を行わない

③　特定の事業の継続的かつ安定的な運営に必要な重要資産・設備の譲渡等に係る提案を行わない

[2] 「外国政府関係主体等」とは、対内直接投資等に関する政令第 3 条の 2 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げるものをいう。
[3] 「密接関係者」とは、対内直接投資等に関する政令第 2 条第 28 項各号に掲げるものをいう。

旨などを記載するもの。

これらの記載が必要となる場合としては、例えば、発行会社の製品・サービスが国の安全等にとって重要な分野でサプライチェーン上重要な役割を担っている場合等が考えられる。特に②については、発行会社の製品・サービスが国の安全等の観点から重要な機関等（防衛関連機関等）に供給されている場合（発行会社の取引先等を通じて供給されている場合を含む）等が考えられる。また、特に③については、発行会社が保有する資産・設備等が社会基盤サービス等の継続的・安定的な供給の観点から不可欠である場合等が考えられる。

類型３：機微技術・データの流出防止

発行会社が営む事前届出対象の事業において秘密として管理されている技術等に係る情報その他の発行会社が保有する非公開の情報（以下「秘密情報」という。）について、国の安全等の観点から、外国等に流出する事態を防止する必要があると考えられる場合に、

① 発行会社の秘密情報に自らアクセスせず、第三者にもアクセスさせない

② 発行会社において特定の事業に従事する人材を、届出者又はその関係者に派遣・出向させない

旨などを記載するもの。

これらの記載が必要となる場合としては、例えば、発行会社が有する技術情報等（事前届出対象の事業に係るものに限る。）が国の安全等の観点から機微であると認められる場合が考えられるほか、特に①については、発行会社が、取引先、顧客、提携先等である我が国の企業又は個人等から機微な情報（技術情報、大量又は機微な個人情報その他の非公開の情報をいう。）を取得する場合（将来的に取得が見込まれる場合を含む。）等が考えられる。

なお、外国投資家が発行会社の新規設立に伴いその株式を 100%取得する場合（いわゆるグリーンフィールド投資）においては、上記のほか、発行会社が我が国において行うこととなる事業分野において同業他社等が有する機微技術等が国外へ流出することを予防するために必要な措置（不特定多数を対象とした勧誘活動を超えて同業他社等からの従業員の引き抜きを行わないこと、発行会社と第三者との間で行う取引等のうち機微技術等のやり取りを伴うものの実施を提案しないこと等）を記載することが必要な場合も考えられる。

その他

上記のような具体的な措置に加えて、リスク軽減措置の実効性確保等の観点から、以下のような事項を記載することが必要な場合が多いと考えられる。

① リスク軽減措置の存在及び内容を第三者に開示しない

② 投資の実行後、速やかにリスク軽減措置の内容を発行会社に通知する

③ 解釈に迷う場合等には当局に事前相談を行う

④ リスク軽減措置の実施状況を当局が確認するために、必要な協力を行う

３　リスク軽減措置に関する各種手続等

（１）各種手続

①　事前届出

リスク軽減措置は、事前届出に記載すべき事項の一つとされているが、全ての事前届出において必ず記載することが求められているものではない。前述のとおり、リスク軽減措置を講ずる必要性の有無及びその具体的内容については、届出者の属性、発行会社の事業内容、対内直接投資等又は特定取得の個別具体的な態様等に鑑み判断されることになる。

届出者においては、対内直接投資等又は特定取得に係る事前届出に先立ち、当局に対して必要な情報を提供した上で、リスク軽減措置を講ずる必要性の有無やその内容について、相談することも可能である。もっとも、当局が事前相談において提供できる回答の内容や具体性は、個別具体の事情によって異なることに留意されたい。例えば、投資実行の見通しが不明確である場合や、取得予定比率、投資スキーム、支配関係、経営関与の態様等の重要事項が未定である場合には、リスク軽減措置を講ずる必要性の有無やその内容について回答できないことがある。

また、届出者が当局への事前相談を行わずに事前届出を提出した場合において、当局による審査の過程で、リスク軽減措置を講じる必要があると当局が判断したときは、届出者に対し当局からリスク軽減措置に係る協議を求めることとなる。当局との協議を経て、届出者がリスク軽減措置を講ずることとした場合は、その具体的内容を下記②の手続によって提出することができる。

②　禁止期間中におけるリスク軽減措置の内容の修正

事前届出をした外国投資家は、禁止期間[4]において、当局による審査等を踏まえて当該届出に係るリスク軽減措置の内容の修正（リスク軽減措置を新たに記載する場合を含む。）をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を当局に届け出ることができる（法第 27 条の３第１項、第 28 条の３第１項。以下「自発的な修正届出」という。）。

この場合、禁止期間の満了する日が当該修正の届出が受理された日から起算して 14 日を経過する日より前であるときは、禁止期間は、当該 14 日を経過する日までの期間となる（法第 27 条の３第２項、第 28 条の３第２項）。他方、禁止期間の満了する日が当該 14 日を経過する日以後であるときは、当初の届出が受理された日から起算されたもの（禁止期間が延長され、又は短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された後の禁止期間）のままであり、当該修正の届出により新たに起算され、又は延長されるものではない。

③　禁止期間の満了後におけるリスク軽減措置の内容の変更

事前届出をした外国投資家は、禁止期間の満了後に、当該届出に係るリスク軽減措置の内容（勧告への応諾、命令、自発的な修正届出又は変更届出により修正又は変更された場合には、その後の内容）の変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を当局に届け出なければならない（法第 27 条の４第１項、第 28 条の４第１項。以下「変更届出」という。）。

ここでいう「リスク軽減措置の内容の変更」とは、投資実行後の事情変更等に伴いリスク軽

[4] 法第 27 条第３項又は第 28 条第３項に基づく延長された期間（上限は当初の届出の受理日から 4 か月間）に限る。

減措置の内容を変更することや、リスク軽減措置を以後講じないこととすることなどが想定される。なお、投資実行前に届け出られたリスク軽減措置において、形式的・手続的なものをはじめとする軽微な変更について、事業所管省庁と協議した上で変更できる旨の記載がされている場合については、一般論として、その範囲内の変更については、変更届出によることなく実施することが可能であると考えられる。

また、事前届出の場合と同様に、届出者は、当該変更の届出が受理された日から起算する禁止期間においては当該変更を行ってはならず（法第 27 条の４第２項、第 28 条の４第２項）、当該禁止期間において、当局により、国の安全等へのリスク等の観点から審査が行われることとなる。

（２）リスク軽減措置に係る各種措置等

①　勧告・命令

当局は、禁止期間を延長した場合において、審査の結果、事前届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該届出をしたものに対し、リスク軽減措置に関する修正の届出を行うこと（以下「リスク軽減措置に関する修正」という。）を勧告することができる（法第 27 条第５項、第 28 条第５項）。

当該勧告を受けたものが、法第 27 条第７項又は第 28 条第７項において準用する法第 27 条第７項の規定による通知をしなかったとき、又は当該勧告を応諾しない旨の通知をしたときは、当局は、当該勧告を受けたものに対し、リスク軽減措置に関する修正を命ずることができる（法第 27 条第 10 項、第 28 条第７項において準用する法第 27 条第 10 項）。

また、変更届出についても、当局は、準用規定に基づき、リスク軽減措置に関する修正の届出を行うこと又は届出に係る変更を行わないことの勧告・命令を行うことができる（法第 27 条の４第２項、第 28 条の４第２項）。

②　届け出たリスク軽減措置を講じていない場合等における措置命令

当局は、事前届出をした外国投資家が、当該届出に係るリスク軽減措置（リスク軽減措置に関する修正の勧告への応諾、命令、自発的な修正届出又は変更届出により修正又は変更された場合には、その後の内容）を講じていない場合、対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる（法第 29 条第１項）。

また、当局は、事前届出（変更届出を含む。）をした外国投資家が、応諾する旨の通知をしたリスク軽減措置に関する修正の勧告に従わず、又はリスク軽減措置に関する修正の命令に違反したときは、当該外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる（法第 29 条第５項）。

変更届出に係る変更の中止の勧告に従わず、又は当該変更の中止の命令に違反したときも、同様である（法第 29 条第６項）。

４　リスク軽減措置の遵守状況の確認

○　リスク軽減措置は、投資の実行後においても継続して講じられることにより、国の安全等に係るリスクを軽減する効果を有するものである。当局は、事前届出の審査に当たり、届出者が講ずるリスク軽減措置を踏まえて判断を行うことから、当該措置が投資の実行後においても適切に講じられているかどうかを確認することは、審査の前提とされたリスク軽減の効果を維持し、その実効性を確保する上で重要である。

○　このため、当局は、必要に応じ、届出者その他の関係者に対する質問票の送付、関連資料の提出の求め、ヒアリングの実施、投資先の会社その他の関係施設の現地視察その他相当と認められる方法により、リスク軽減措置の実施状況を確認することがある。この場合において、届出者においては、届け出たリスク軽減措置の内容を踏まえ、当局による確認に必要な協力を行うことが求められる。

○　確認の結果、届出者が届け出たリスク軽減措置を講じていないと認められる場合等には、当局は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、３（２）②に記載した措置命令その他法令に基づく措置を講ずることを検討することとなる。